

議第155号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第5第2項中

吸 水 率 試 験	同
気 孔 径 分 布 測 定	同

2,140	を	吸 水 率 試 験	同
11,630			

2,140	に、	貫 通 孔 測 定	1
		衝 撃 試 験	同

件	7,190	を	衝 撃 試 験	1
	6,670			

件	6,670	に改める。
---	-------	-------

別表第49を次のように改める。

別表第49

旅券法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この表において「法」という。）第5条第1項本文の一般旅券の発給に	1件につき 2,000円（法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつて

係る手数料	は、4,000円)
(2) 法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給に係る手数料	1件につき 2,000円 (法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円)
(3) (1)の項および(2)の項に掲げる一般旅券以外の一般旅券の発給に係る手数料	1件につき 2,000円 (法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円)
(4) 法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加に係る手数料	1件につき 300円

別表第68(2)の項イを次のように改める。

イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 (ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき a 一戸建て住宅 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの b 共同住宅または長屋住宅 (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの (e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの (f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの (g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの (イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	45,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円) 48,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円) 79,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円) 124,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円) 203,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、48,000円) 286,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、82,000円) 552,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円) 969,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、195,000円) 1,771,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円)
--	--

するとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	24,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円）
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	25,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円）
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	39,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円）
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	62,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	107,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、48,000円）
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	159,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、82,000円）
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	287,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円）
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	480,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、195,000円）
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	838,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円）

別表第68中注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

- 2 この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）の規定に基づき定められた基準をいう。

別表第69(2)の項イを次のように改める。

イ 申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	42,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	46,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	77,000円（評価書面の添

(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	付がなされたものにあつては、11,000円) 122,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	201,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円)
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	284,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	550,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、128,000円)
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	967,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円)
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,769,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円)
(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	22,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	23,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	37,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	60,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	105,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円)
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	157,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	285,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、128,000円)
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	478,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円)
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	836,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円)

別表第69注3第1号中「注7」を「注8」に改め、同表中注8を削り、注7を注8とし、注6を注7とし、注5を注6とし、注4の次に次のように加える。

- 5 この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定に基づき定められた基準をいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第49の改正規定は、令和5年3月27日から施行する。